

改正後	改正前	改正内容
<p>第7条2(2)</p> <p>契約担当職員等は、最低の価格をもって申込みをした低価格入札者（以下「調査対象者」という。）に対し、あらかじめ指定した期日（以下「提出期限」という。）までに工事費内訳書の様式2（レベル4まで記載された「工事費の内訳」及び「下請人及び見積額」）及び様式3（労務賃金調書）（以下「追加の工事費内訳書」という。）を提出するよう、広島県工事費内訳書取扱要領に定める別記1「低入札価格調査資料等提出依頼書」により求める。</p> <p>なお、重点調査の場合、当該工事の設計金額が5億円以上で低価格入札の場合、又は契約担当職員等が必要と認める場合は、低価格入札者に対し、提出期限までに追加の工事費内訳書に加えて第4項に定める資料及びその添付資料（以下「資料等」という。）を提出するよう、広島県工事費内訳書取扱要領に定める別記1「低入札価格調査資料等提出依頼書」に代えて別記2「低入札価格調査資料等提出依頼書」により求める。</p> <p>この場合の提出期限については、資料等を求めた日から起算して3日（広島県の休日等を定める条例（平成元年広島県条例第2号）第1条に規定する県の休日を除く。）以内を基本とする。</p> <p>なお、追加の工事費内訳書又は資料等を提出しない場合及び提出された追加の工事費内訳書又は資料等が実際の施工体制等と異なる事実があった場合は、指名除外等を措置することがある。</p>	<p>第7条2(2)</p> <p>当該工事の契約締結後に予定価格を公表する案件の場合、契約担当職員等は、最低の価格をもって申込みをした低価格入札者（以下「調査対象者」という。）に対し、あらかじめ指定した期日（以下「提出期限」という。）までに工事費内訳書の様式2（レベル4まで記載された「工事費の内訳」及び「下請人及び見積額」）及び様式3（労務賃金調書）（以下「追加の工事費内訳書」という。）を提出するよう、広島県工事費内訳書取扱要領に定める別記1「低入札価格調査資料等提出依頼書」により求める。</p> <p>なお、重点調査の場合、当該工事の契約締結後に予定価格を公表かつ重点調査の場合、当該工事の設計金額が5億円以上で低価格入札の場合、又は契約担当職員等が必要と認める場合は、低価格入札者に対し、提出期限までに追加の工事費内訳書に加えて第4項に定める資料及びその添付資料（以下「資料等」という。）を提出するよう、広島県工事費内訳書取扱要領に定める別記1「低入札価格調査資料等提出依頼書」に代えて別記2「低入札価格調査資料等提出依頼書」により求める。</p> <p>この場合の提出期限については、資料等を求めた日から起算して3日（広島県の休日等を定める条例（平成元年広島県条例第2号）第1条に規定する県の休日を除く。）以内を基本とする。</p> <p>なお、追加の工事費内訳書又は資料等を提出しない場合及び提出された追加の工事費内訳書又は資料等が実際の施工体制等と異なる事実があった場合は、指名除外等を措置することがある。</p>	<p>低価格入札者に求める追加資料について、予定価格の公表時期に関わらず「低入札価格調査資料等提出依頼書」により求める。（訂正前の赤字部分を削除）</p>

第7条2 (3)

削除

第7条2 (3)

第2号の重点調査の場合、当該工事の契約締結後に予定価格を公表かつ重点調査の場合、当該工事の設計金額が5億円以上で低価格入札の場合、又は契約担当職員等が必要と認める場合、低価格入札者は、契約担当職員等が求める資料等のほか、必要と認める任意の資料を併せて作成し、提出することができるものとし、資料等の作成に要する費用は、低価格入札者の負担とする。
なお、資料等の作成に当たっては、別記3「低入札価格調査資料等作成要領」による。

第7条2 (4) ~ (5)

省略

第7条2 (3)

当該工事の予定価格を入札執行前に公表する案件の場合、低価格入札者は追加の工事費内訳書を入札期間内に契約担当職員等に提出し、重点調査の場合は、追加の工事費内訳書に加えて資料等を提出する。

なお、提出された追加の工事費内訳書又は資料等が実際の施工体制等と異なる事実があった場合は、指名除外等を措置することがある。

第7条2 (4)

第2号の重点調査の場合、当該工事の契約締結後に予定価格を公表かつ重点調査の場合、当該工事の設計金額が5億円以上で低価格入札の場合、又は契約担当職員等が必要と認める場合、低価格入札者は、契約担当職員等が求める資料等のほか、必要と認める任意の資料を併せて作成し、提出することができるものとし、資料等の作成に要する費用は、低価格入札者の負担とする。

なお、資料等の作成に当たっては、別記3「低入札価格調査資料等作成要領」による。

第7条2 (5) ~ (6)

省略

低価格入札者に求める追加資料について、予定価格の公表時期に関わらず広島県工事費内訳書取扱要領に定める別記1「低入札価格調査資料等提出依頼書」により求める。(赤字条文を削除)

低価格入札者に求める追加資料について、予定価格の公表時期に関わらず「低入札価格調査資料等提出依頼書」により求める。(訂正前の赤字部分を削除)

また、改正前第3号の削除に伴い号番を改正。

改正前第3号の削除に伴い号番を改正。